

国民健康保険（国保）は、加入者が納める国保税のほか、国・県からの補助金などをもとに運営しています。

平成 27 年度は、極めて高額な新薬などの影響で、調剤費が前年度に比べて 1 億 2 千万円増加しました。

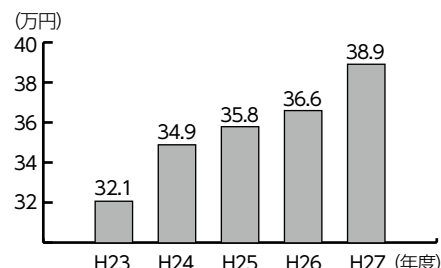
平成 28 年度においても、加入者の高齢化や医療の高度化などで医療費の増加が予想され、国保特別会計の歳出が歳入を上回る非常に厳しい状況にあり、約 1 億 5 千万円の収支不足が見込まれます。

そこで、収支不足を補い、国保の安定した財政運営を行うために、加入者の代表者らで構成する国保運営協議会での検討を経て、市の一般会計から 1 億円を繰り入れ、5 千万円の不足分について国保税率を改正し、また国の制度改正により課税限度額を引き上げることが、3 月の定例市議会で可決されました。

国保税率改正により、1 人あたりの国保税額は、平成 27 年度に比べ平均 8% 増えることになります。国保加入者の皆さんには、厳しい経済情勢の中、ご負担をおかけしますが、国保財政の運営にご理解とご協力をお願いします。

なお、「平成 28 年度国民健康保険税決定通知書」は 7 月中旬に送付します。

■ 1 人あたりの医療費



■ 平成 28 年度国保の税率と課税限度額 () 内は平成 27 年度

	所得割率	均等割額	平等割額	課税限度額
医療給付費分	7.7% (7.2%)	27,000 円 (24,000 円)	26,000 円 (25,000 円)	54 万円 (52 万円)
後期高齢者支援金分	2.9% (2.9%)	9,000 円 (8,000 円)	8,000 円 (8,000 円)	19 万円 (17 万円)
介護納付金分 (40 ～ 64 歳)	2.3% (2.3%)	10,000 円 (9,000 円)	6,000 円 (7,000 円)	16 万円 (16 万円)

所得割率／加入者の前年所得から計算した基準となる所得に乘じる税率

均等割額／加入者 1 人あたりの税額

平等割額／加入世帯 1 世帯あたりの税額

課税限度額／所得割額、均等割額、平等割額の合計の限度額

モデルケースによる税額の比較／夫婦（ともに 30 歳代）、子ども 3 人、給与収入 258 万円（所得 163 万円）の場合

【平成 27 年度】 227,800 円

↓

【平成 28 年度】 244,800 円（前年度比 17,000 円、8% 増）

■ 低所得者への軽減制度の拡充

所得の低い方の税負担を減らすため、世帯主とその世帯の国保加入者の所得合計額が一定額以下の場合、均等割額と平等割額が軽減されます。平成 28 年度からは、5 割と 2 割の軽減対象になる所得基準額を引き上げることで、軽減対象世帯が拡大されます。

■ 軽減対象世帯の所得基準

軽減割合	所得基準額
7 割軽減	33 万円以下 (33 万円以下)
5 割軽減	33 万円 + 26.5 万円 (26 万円) × 被保険者数
2 割軽減	33 万円 + 48 万円 (47 万円) × 被保険者数

※ () は平成 27 年度。

■ 国保財政の健全化のために

医療費の増加を抑えることは、保険税の引き上げの抑制につながります。一人ひとりが健康管理に努め、適正な受診を心がけてください。

◎病気の早期発見や未然防止のため、年に一度は特定健診やがん検診を受けましょう。6 月から町ぐるみ健診が始まります。また、市内の医療機関では、いつでも健診を受診することもできます。詳しくは、3 月に全戸配布しました町ぐるみ健診申込書をご覧ください。国保加入者の受診率が上がると、国・県などの補助金も上がる仕組みとなっています。

◎かかりつけ医に相談して、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の利用を検討してください。ジェネリック医薬品は、新薬（先発医薬品）の特許期間が過ぎた後に新薬と同じ有効成分で製造された薬で、新薬に比べて開発費を抑えられるため、一般的な価格は新薬の 3 ～ 5 割程度で、自己負担が減り医療費全体も抑えられます。医療費の中でも調剤費が大きく増えていますので、ご協力をお願いします。

◎加西市は、こども医療費の無料化など福祉医療制度の充実を図っています。病気の早期発見、早期治療につながる受診しやすい環境にありますが、緊急時以外は診療時間内に受診するようにしてください。

平成28年度後期高齢者医療保険料が決定

問合先／国保医療課 ☎42-8721
県後期高齢者医療広域連合 ☎078-326-2021

保険料は、兵庫県後期高齢者医療広域連合により、2年ごとに見直しされています。平成28年度は、医療費の増加などにより、均等割額と所得割率が引き上げられました。保険料決定通知書は7月中旬に送付します。

■保険料率

	28・29年度	26・27年度	増減
均等割額	48,297円	47,603円	694円
所得割率	10.17%	9.70%	0.47%

■保険料の計算方法

①均等割額	②所得割額	①+②
48,297円	(27年中の総所得金額等(※) - 33万円) × 10.17%	28年度保険料額(限度額57万円)

※収入額から控除額を引いた金額(控除額は、公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のことをいい、所得控除(社会保険料控除、扶養控除等)は含みません)。

■所得の低い方の保険料の軽減

基準以下の所得の方は保険料が軽減されます。平成28年度からは、5割と2割軽減の対象が拡充されました。

また、後期高齢者医療制度に加入する前日に会社の健康保険などの被扶養者だった方は、所得割額はかからず、特例措置により均等割額が9割軽減され、年額4,829円となります。ただし、国民健康保険(組合)に加入されていた方は対象になりません。詳しい要件等は、7月中旬に保険料決定通知書と共に送付するパンフレットをご覧ください。



7月から新しい福祉医療費受給者証に変わります

問合先／国保医療課 ☎42-8721 FAX42-1792
kokuho@city.kasai.lg.jp

7月から使用できる福祉医療費受給者証を6月下旬に郵送します。7月からは、健康保険証と共に新しい受給者証を医療機関の窓口で提示してください。

助成制度	対象者	自己負担	所得基準															
乳幼児等・こども医療費	0 歳 児 から 15 歳 に 達 し た 年 度 末 ま で の 児 童	なし	保護者の市民税所得割額が235,000 円未満（0 歳児は所得制限なし）															
老人医療費	65 歳 から 69 歳 で 世 帯 全 員 が 市 民 税 非 課 税	① S24.7.1 以降生まれの方は 2 割負担 外来限度額：月 12,000 円（低所得者 8,000 円） 外来+入院限度額:月 35,400 円(低所得者 15,000 円) ② S24.6.30 以前生まれの方は 2 割負担（低所得者 1 割負担） 外来限度額：月 8,000 円 外来+入院限度額:月 24,600 円(低所得者 15,000 円)	本人の年金収入と他の所得の合計が 80 万円以下															
重度障害者・高齢重度障害者医療費	身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A 判定、精神障害者保健福祉手帳 1 級の方	外来限度額 1 医療機関あたり 1 日 600 円で月 2 回まで（低所得者 400 円） 入院限度額 1 割負担で月 2,400 円（低所得者 1,600 円）	本人、配偶者および扶養義務者の市民税所得割額が 235,000 円未満															
母子家庭等医療費	18 歳 に 達 し た 年 度 末 ま で の 児 童 ま た は 20 歳 未 満 の 高 校 在 学 中 の 児 童 を 監 護 す る 母 ま た は 父 お よ び そ の 児 童、遺児	外来限度額 1 医療機関あたり 1 日 800 円で月 2 回まで（低所得者 400 円） 入院限度額 1 割負担で月 3,200 円（低所得者 1,600 円）	児童の親または扶養義務者の所得が下記の基準未満※詳しくは市ホームページをご覧ください。 <table><tr><th>扶養人数</th><th>親と子を助成</th><th>子のみを助成</th></tr><tr><td>なし</td><td>19 万円</td><td>192 万円</td></tr><tr><td>1 人</td><td>57 万円</td><td>230 万円</td></tr><tr><td>2 人</td><td>95 万円</td><td>268 万円</td></tr><tr><td>3 人</td><td>133 万円</td><td>306 万円</td></tr></table>	扶養人数	親と子を助成	子のみを助成	なし	19 万円	192 万円	1 人	57 万円	230 万円	2 人	95 万円	268 万円	3 人	133 万円	306 万円
扶養人数	親と子を助成	子のみを助成																
なし	19 万円	192 万円																
1 人	57 万円	230 万円																
2 人	95 万円	268 万円																
3 人	133 万円	306 万円																

※市民税所得割額は、住宅借入金等特別税額控除または寄付金税額控除がある場合、控除前の税額で判定します。